

平成19年度第2回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成19年度第2回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成20年2月18日(月) 午前10時00分～午後12時30分
場所	宇治市役所7階 703会議室
出席者	(委員) 初宿会長 市川委員 松岡委員 近藤委員 新田委員 柴田委員 保田委員 (事務局) 土屋副市長 藤原広報課長 澤畑広報課主幹 堀井主事 加賀爪主事 (実施機関) 栢木市長公室参事兼危機管理課長 秋元危機管理課主幹 滋野介護保険課主幹兼介護認定係長 波戸瀬介護保険課介護認定係主任 (傍聴者) 4名
<p>1 委員の退任及び後任委員の就任について報告(事務局)</p> <p>青木委員が平成19年11月30日付けで退任し、その後任として柴田委員が就任した旨を事務局より報告を行った。</p> <p>就任にあたり、柴田委員より挨拶があった。</p> <p>2 開会</p> <p>3 本日の手順について説明(事務局)</p> <p>事務局より、本日の審議事項及び配布資料について説明した。</p> <p>また、郵政民営化に伴い資料7のとおり条例改正が行われ、平成19年10月1日付けで施行されたことについて説明した。</p> <p>4 審議事項</p> <p>(1) 会議録について</p> <p>資料1「平成19年度第1回宇治市個人情報保護審議会会議録(案)」について、案のとおり決定した。</p> <p>(2) 実施機関における個人情報の取扱いについて</p> <p>ア 概要説明(事務局)</p> <p>諮問理由の説明並びに資料2「災害時における要援護者の避難支援事業の実施について」の内容の確認及び説明を行った。</p> <p>イ 概要説明(実施機関)</p> <p>資料2に沿って、災害時における要援護者の避難支援事業の概要について説明した。</p> <p>ウ 質疑</p> <p>(委員) 既に収録されている情報、ファイルは具体的には何があるのか。</p>	

(実施機関) 健康福祉部が持っている要介護者の台帳、障害者の台帳、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の台帳をもとに抽出をしていきたい。

(委員) それは健康福祉部のそれぞれの課が持っているのか。

(実施機関) それぞれの課が持っている。

(委員) ここ(要援護者)に外国人が入っている。(説明に)外国人の件はなかったが、これは、当面外国人はこの事業の対象にならないということか。

(実施機関) 要援護者には子どもや乳幼児も含まれているが、その中に外国人も含まれている。しかし、今回はとりあえず避難をするときに「援護」が必要な方を対象にしていきたい。

(委員) 昼だけ一人暮らしの高齢者はこの名簿の中には入っていないと思うが。

(実施機関) 対象者の二で「その他自力で避難できない方」ということで、ダイレクトメールは行かないが市政だより等で案内をして、申請があれば受けていくと考えている。

(委員) 登録申請が前提か。

(実施機関) そうだ。

(委員) 要援護者というと、登録申請を自分で出来ないような人が相当占めていないか。その人たちはどうするのか。後見人とかを選んでいけばよいが。

(実施機関) いろいろ検討しなければならないが、ダイレクトメールを送る前に地域の民生児童委員や学区福祉委員会、障害者の施設の職員から申請や相談をするよう指導をお願いをしたいと思っている。これをしない場合、登録率が非常に少ないということが他の自治体でも言われている。関係のある方々に名簿を渡すことはできないが、市役所からダイレクトメールが来たときには助言をしてもらおうということを考えている。

(委員) 費用の点も問題になると思うが、ダイレクトメールを送る先がある意味最初から限定されているというところにやや問題はあある。資料では21・22ページぐらいで議論されているが、手上げと同意方式ではやはり限界があって、21ページのところで個人情報保護条例等においてもう少し積極的なやり方がないか検討しなさいという趣旨のことが書かれている。ガイドラインでも手挙げ方式だけではかなり限界があるという指摘があり、それを支援するために個人情報保護についても制度的に考えたほうがよいという指摘があって、それが一番大きなポイントになると思う。

(実施機関) ここで言われている手挙げ方式というのは、市政だより等で事業の開始について知らせ希望者は手を挙げてくださいという、ゼロからのスタートの手挙げ方式である。この場合はほとんど手を挙げる方が少ないということで、共有方式から初めて、同意方式を併用しながら進めていったらどうかというガイドラインになっている。

(委員) ダイレクトメールを発送する対象を、昼間の一人暮らし高齢者等までもっと広げたほうがいいのではないか。

(実施機関) それがそういった名簿がない。例えば、若い方と同居されている高齢者は一人暮らしの高齢者には入らないし、高齢者のみの世帯にも入らない。要介護者、障害者でもなければ、対象の名簿がないということになる。

(委員) それで申請書を取りに来いという話になるとそれはますます期待できないので・・・

(実施機関) いや、申請書はダイレクトメールといっしょに送らせていただく。

(委員) ダイレクトメールを送らない、はっきりしない対象者については取りに行かないとわからないのでは。

(実施機関) その場合は、市政だより等でお知らせをするが・・・

(委員) それは自分が登録したいと思えば出てこないといけないと。

(実施機関) 出てきていただくか、こちらから送らせてもらうかになる。

(委員) そのところは関係諸団体から状況をさらに聴取されて、この人は形式的には対象に入っていないけれどどうなのかという人、つまり名前は悪いがグレーの人たちは、団体を通じて把握できるのか。

(委員) そのところはダイレクトメールを送付する方式にするかどうかは知らないが、団体を通じてでも申請書を積極的に渡すような方式にした方がよいのではないか。

(実施機関) 今回は、まず市が持っている名簿を防災担当と共有することができていないということが第一なので、これをまず共有する。それからその名簿に基づいて登録希望者を募っていくということである。民生委員や自治会など各団体でいろいろな情報をもっておられる。これについても全て市が共有するという事になれば、また難しい問題もある。そういう人がおられるということで助言をいただければ、市の方はこれに柔軟に対応していきたいと考えている。

(委員) 今の「柔軟に対応する」というのはどういう趣旨か。その対応の仕方によっては、個人情報保護条例との関係も出てくる。たしかにこの手の問題は水も漏らさぬようにして自力で避難できない人を避難誘導するための仕組みを作ったほうがいいのだろうが、一方で個人情報の問題もある。それとのバランスを取りながらやっていかなければならない。そういう意味では、どういうシステムになるのかということを確認にされて、それが個人情報保護条例との関係でよいのかどうかという形で、ここで議論される必要がある。

今日、ここで言われたこと以外で、どういう形で市が災害時要援護者の範囲を拡大して行って、その個人情報をどのように使うのかといったことを出していただかないと、審議会としては困る。

条例との関係では、何をやるのかということについては明確にする必要があるのではないかと。今日出された限りではある程度明確になってはいるが、それをもう少し柔軟にやるということは、それが条例との関係でどのようになるのかという点が気になる。

(実施機関) 「柔軟に対応する」というのは、対象者の「ニ：その他自力で避難できない方」として、対象者名簿には載っていない昼間1人になる人や障害者名簿に載っていない障害者の方もおられるので、そういった方からの申請があれば、市で審査をして申請を受け付けるかどうかということについて判断をしていきたいという意味である。つまり、この対象者でないとダメだということではないということである。その他のことについては資料に書いている内容で進めていきたいと考えている。

(委員) ということは、先ほどの説明ではなかったが、「ニ：その他自力で避難できない方」については、自分で言いに来る人がいればそれは登録し、その人が台帳に載るので、実施団体にその情報がいくというルートがあるという点が、当初の説明から付け加わっているという理解で

よいか。

(実施機関) そういう理解でよい。

(委員) 民生委員とか福祉施設等から対象者になりそうな人の個人情報をもらうことはないということによいか。

(実施機関) よい。

(委員) もしそういうことがあるとなると、そういうことも含めて承認の判断を今日しないといけないということになる。柔軟にやるといっても、それはないということ。

(委員) それは案内だけで、あとは個人ベースでやっていくということ。

(委員) 同意の登録申請書があるが、これを書くのは誰か。代理人住所と書いてあるところを見ると、代理人が書くということを念頭に置いているのか。

(実施機関) そうである。家族等が書かれる場合は代理人となる。

(委員) 対象者には同意能力がある方とない方がおられる。条例との関係ではそれを考えないといけない。本人が同意能力のある人である場合は同意しているからいいという話になるが、そうでない人が書いた場合は本人の同意があるとはいえない。その点も条例との関係では考える必要が出てくる。

(委員) 申請書の作りは非常にまずいと思う。お役所の文書に限らず、サンプルが裏にあって表に書けというのは非常に苦勞する。裏を見て、表を見ての繰り返しは絶対に申請についての障害になるので止めたほうがよい。別紙印刷にすべき。

(委員) 前半部分で、柔軟な対応として私も登録をしたいと申し出た人の情報を収集することについては、条例との関係は特に発生しないのか。

(事務局) 基本的には申請書に書いていただくので、本人収集か本人同意となる。

(委員) 9ページの申請書は、上だけでなく、下の表は民生委員で持っている。そして、(民生委員は) ご本人のサインをしてもらって健康生きがい課に提出している。

(事務局) 少し補足すると、民生委員が健康生きがい課に提出しているのは、一人暮らし高齢者の祝い金等の支給事業という直営事業を民生委員に委託している事業を想定していると思うが、民生委員が個々の活動の中で保有されているそれ以外の個人情報もあります。

(委員) それに基づいて、この前地域で(一人暮らし高齢者の)地図を作った。それは民生委員だけが持っている。

(委員) さきほどの同意能力の指摘の件で。個人情報保護制度の手引で条例の解説をさせていただいているが、13ページの収集の制限で、「本人の同意」が法定代理人等による収集がどこまで認められるのか等について明確な記述がない。今回はそこがポイントとなる。代理人といっても、後見開始の審判等がなされていて法定代理人が就いている場合はよいと思うが、問題はそこまでいっていない方について、家族等を代理人として容易に認めてもよいのかということも難しい問題が生じる。広く集めるべきだと思っ一方で、個人情報なのでいくら家族といっても勝手に病歴等細かい内容について外に出して自由に使って頂いてけっこうですと同意してもいいかというのは問題が残る。

(委員) 「収集」は追加的に言われた市政だよりを見て登録を求めてくる場合を言われているのか。

ご家族が登録申請をする場合のことを言われているのか。

- (委員) 各課が持っている情報を統合して今回の対象者名簿にするというのは「利用」の問題である。
- (委員) それを実施団体に登録したものを渡すというのは「提供の制限」の問題である。「本人に同意があるとき」というのはあるが、本人に同意能力があれば同意でよい。ないときはこれに当たらないので、別の理由である「個人情報を提供することが事務の遂行上やむを得ない場合又は個人情報を提供することについて、相当の理由がある場合であって、当該提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」にあたるかどうかを判断するのが審議会の課題の一つである。
- (委員) 4号若しくは5号である。4号は、「緊急」に当たるかというところではない。だから5号である。
- (会長) 他にご意見は。
- (委員) 今、市で持っている介護保険の情報は、ケアマネージャーにも介護に関することにおいてのみその情報を使うということに同意しますという契約で情報を出している。そちらの方から見てもまた違う。
- (委員) それは目的外利用になるが、目的外利用は今回の諮問にも入っている。
- (会長) 担当課の職員に説明を求めるようなことは他にないか。
- (委員) 確認としては、諮問事項は目的外利用とセンシティブ情報の収集だが、先ほどの話では本人の同意があるとはいえないことも出てくるので、提供制限の話も出てくる。
- (委員) 提供制限もであるし、5条4項5号の収集制限も新規収集に一部かかってくる。
- (委員) やはり漏れのないように諮問事項を書いていただいたほうがよい。
- (委員) これは必要な制度だが、個人情報の保護との関係では面倒なことがいくつもある。
- (委員) 諮問書を付け替えていただくか。
- (委員) 審議会が諮問内容以外についても答申を出せるかどうか。
- (委員) 諮問事項に加えてこういう問題もありますよということで答申の中で加えることにするか。

結果、諮問事項に加えて、本人外収集及び提供の制限の例外類型事項についても答申をすることとなった。

エ 答申の検討

- (事務局) 答申案として、収集禁止及び目的外利用制限の例外類型事項を追加するA案、収集禁止について既存の例外類型事項(整理番号12)を一部修正し、目的外利用について既存の例外類型事項(整理番号04)に該当するものとして承認するB案、その他条件付承認または不承認とするC案について、それぞれの説明を行った。
- (委員) B案は、A案のように災害時要援護者避難支援事業という、まさに今回の目玉が表面には全く出てこなくて、制限としてはやや不安のある書き方であるところが気になる。B案につい

ては、そういう書き方ができないということか。

(事務局) A案は個別的なものとして、B案についてはどちらかという類型として抽象的な形で当てはめさせて頂いている。

(委員) 理由については書き込みを制限する理由はない。仮にB案で落ち着いたとしても、現在ある類型に当てはめることを認めるという先ほどの説明なので、あてはめる理由はいくらでも書き込み可能である。B案でいったとしても、具体的に災害時要援護者避難支援事業を実施するという目的があつて、それこそが正当化事由として書き込めるか。仮にB案でいくとしてもこのままでは制限が無さ過ぎて困る。

(事務局) 例外事項は類型承認として頂いているということがあるので、B案を示させていただいている。特にこれだけ大きな事業であれば、個別承認型という形でのA案の類型承認ということも大いにありえるかとは思ふ。

(委員) 直接の諮問は収集禁止の例外事項と目的外利用の制限の二つだが、そもそもの収集と外部への提供の話があつて二つ付け加わるのではないかということが先ほどの議論だが、これはA案でもB案でも手間的にどうか、形の上では同じになるか。

(事務局) 同じである。

(委員) B案については、当初想定されていたことよりも少し広い。今回は、外国人については外れるということですが、今後さらに対象者を拡大していく点を見ると、B案の形での拡大には限界があるのではないか。これは先ほどご示唆があつたように、まとまった新しい事業なので、新類型承認の方が後々のことを考えればスムーズに行くのでは。

(事務局) そうすると、A案の二つに加えて本人外収集の例外類型と提供制限の例外類型で合計4つの例外類型承認をいただくということでしょうか。

(委員) 諮問されているセンシティブ情報の収集というのは、健康福祉部がもっているものを集めてリストを作ることを言っているのか。それともダイレクトメールを出して、登録を希望する(本人からの)返信を言っているのか。

(事務局) 後者だ。

(委員) 健康福祉部が持っている名簿を集めて重複を排除してリストを作ってダイレクトメールを送る、これは目的外利用。その後、登録してくださいということでダイレクトメールが返ってくる、これがセンシティブ情報の収集。一方で、これを本人ではない人が送るとなると本人から送ってもらっていないので、本人から収集していないということが問題になる。それから登録された台帳を実施団体に渡すということが、第三者提供に当たる。これも、本人の同意があつても、同意ができない人にとっては同意のない第三者提供となる。非常にややこしい。

(委員) B案では限界があるような気がする。

(委員) 例外類型は4つ必要ということだったが、3つである。目的外利用の制限と提供制限については1つにまとめられている。

(委員) 151ページの17の下に18を入れて、18以下を19以下に繰り下げる。目的外利用と提供は157ページの下に14番を付け加える。本人外収集は154ページの下に16を付け加える。

(委員) 基本的にA案を膨らます形でいくと、151ページの17番の下に18番に相当するものを付け加えるのが第一で、以下の番号を順に繰り下げていく。それから、(本人外収集の)16番の文章は後で作らなければならない。

(委員) ところでこれは、乳幼児とか外国人を対象にするとなるとまたやりなおしか。

(委員) 今そこまでは具体的に計画されていないので、予め書いておくというのはどうかと思う。それは一手間かもしれないが、文言修正等で追加するのがよろしいかと思う。

(委員) すると今回は対象外ということ。

(委員) 「等」の中に支援を必要とする対象者ということ言えば柔軟に運用できるかもしれないが、あまり柔軟にすると本来の趣旨からすると好ましくない。

(会長) 本人外収集の場合だけ後で作らなければいけないが、18と14についてはだいたいこういう感じでよいか。

(委員) 今のご提案でだいたい賛成だが、本人外収集については、「本人外」といってもすごく広いので、一般的なハコを作ってしまうとどこからでも収集できるということになってしまう。何か歯止めをかける表現が必要であると思う。

(委員) 「同居の親族」とするのは狭すぎるか。

(委員) 実態のお話があって難しいと思ったのは、「同居の親族」とするのは一つの手ではあるが、同居していないケースがある。

(委員) 法定代理人の場合は本人に準じる扱いでもいける。

(事務局) 案だが、「家族又は本人を介助するもの」という形はどうか。これであれば身寄りのない人にも対応できる。

(委員) 「家族」なら同居でなくてもよい。

(委員) 本人からの収集から難しい場合ということは入れておいたほうがよい。

(委員) 「不可能又は困難な場合」とするか。

(委員) 「家族又は本人を介助する者」は、理由欄ではなく事務の種類欄に入れるべきである。

(委員) 修正案を、今の形で直してもらったものを今から作っていただいて、後で提示していただきたい。

以上の検討内容を踏まえて事務局において答申案を修正し、報告事項の終了後、その修正案に基づき再度答申の検討を行うこととなった。

5 報告事項

(1) 介護保険要介護認定に係る調査資料の情報提供について

ア 概要説明(事務局)

資料3「介護保険要介護認定に係る調査資料の情報提供について」について、内容の確認及び説明を行った。

イ 報告（実施機関）

資料3に沿って、介護保険要介護認定に係る調査資料の情報提供について、概要の説明を行った。

ウ 質疑

（委員）報告事項とはどういう趣旨か。

（実施機関）今までやっていなかった情報提供をこれからやっていくということで大きな変化があるため、審議会に報告をさせていただいて、ご意見等があれば参考にして今後の制度設計に役立たいと思っている。

（委員）ということは、条例の現行の規定でいけるということが大前提か。

（実施機関）そうだ。

（委員）情報提供することについて審議会が承認をするというものではないということか。

（委員）本人同意があるからよいということか。

（委員）8条1項2号か。

（委員）先ほどの審議事項でも議論していたことだが、要介護の認定申請をする人の中には既に自分で同意をすることが出来ない方も含まれている。その場合は、本人の同意というかどうかという処理になるのか。

（実施機関）一番悩ましいところだが、あくまでも本人の同意がなければ提供しないということで割り切ってやっていくことになる。確認の方法としては同意の署名欄しかないので、そこで客観的に見ることになるが、疑わしい場合は質問を何回もする等慎重な対応が必要になると考えている。

（委員）本人が意思無能力状態であれば同意は取れないが、医師の診断書は本人の同意は不要なのか。

（実施機関）医師の意見書は、本人の同意かつ医師の同意が必要である。

（委員）そうするとどちらも提供できなくなるので、制度の趣旨からすると縛りがきつすぎてどうなのかという気がする。先ほどの審議事項の中ではそのあたりをやや緩やかにし、家族の同意でよいこととした。やはり目的と個人情報の保護とのバランスの問題なので、必要であれば多少緩めたりする必要があるのではないか。

（委員）今の介護保険の方でも、本人が記述できなかつたり同意できない場合は代理人として家族が申請できる。

（委員）法定代理であれば本人と同視してかまわないと思う。

（実施機関）やはり介護保険制度の性格上、そこを厳格にやってしまうととてもまわらない。要介護認定申請そのものがないことも出てきてしまう。

（委員）さきほど本人同意を緩めた類型承認をしたが、このケースについてはあれに類するものを立てるべきだろうと思う。そういう意味では、今日は報告事項であるけれども、後日諮問していただくということも必要ではないか。これは4月1日から実施しようとしているので、手立ては早くしていただかないといけないという気はしている。

(委員) やはり、ご本人の同意がなくてもいいということにするためには、諮問をしてもらう必要は出てくるのではないかと。現段階では先ほど説明されたように、同意は必要であるということを出発するというところで理解をしておく。ところが実はそれだと制度の本来のあり方とそぐわない結果が出るかもしれないし、必要性の方が先行してルールの方が後手後手になってしまうとまずい。そのような運用を見て必要であれば諮問していただくということでしょうか。

(2) 個人情報流出事故等の報告について (国民健康保険課関係)

ア 報告 (事務局)

資料4の1～8ページ及び当日追加資料に沿って、国民健康保険「高額療養費支給決定通知書兼支払通知書」に係る記載誤りによる個人情報の流出事故についての報告並びに個人情報大量印字・発送業務の調査結果及び再発防止策の概要の説明を行った。

イ 質疑

(委員) 資料の一番最後にある、受取人以外の個人情報の一部秘匿化が不可能なもので、口座情報の記載があるもの1件とはどういうものか。

(実施機関) 金融機関に、この人の口座からこれだけ引き落としてくださいというものである。金融機関に対して送るものなので、これは口座番号を消すことができない。

(委員) 今回も新聞に出たのか。

(実施機関) 大きく出た。

(3) 個人情報流出事故等の報告について (建設水道常任委員会資料関係)

ア 報告 (事務局)

資料4の9～12ページに沿って、建設水道常任委員会に提出した資料における個人情報の不適切な掲載について、報告を行った。

イ 質疑

(委員) 原因は何か。気付かなかったのか。

(実施機関) 消し漏れである。

(委員) 根本的によく分からないのだが、争訟があり、この委員会は水道関連の委員会なので関係する委員会である。この場合に、争訟を起こしている相手方の名称は、委員会に提供できないのか。そこから外に出ることは問題であるが。

(実施機関) これまでも議会に対する資料提供については、個人名を出して議論をしていただく場合にはそれぞれの提供の類型承認に当てて提供していた。非常に微妙な部分であろうかと思うが、通常、こういった資料については配慮し、特定個人名については黒塗りをしていたので、そのような形にはならなかった。

(委員) 資料が行政資料コーナーに8時間半配架されていたことは問題かもしれないが、内部で出る分にはどうなのか。不必要といえども不必要なのかもしれないが、黒塗りしないといけないの

か、微妙な感じがする。

(委員) 内部資料でも報道機関等の問題があるのかもしれない。

(4) 個人情報保護制度の手引等の改訂について

ア 概要説明(事務局)

資料5「職員のための個人情報保護マニュアル(第2版)」について、マニュアルの改訂を行ったこと及び資料6「宇治市の個人情報保護制度(パンフレット)」について、資料のとおりパンフレットを作成したことについての説明を行った。

イ 質疑

特に質疑は無かった。

6 審議事項(答申の検討の続き)

ア 答申案(修正後)の説明(事務局)

4.(3)のとおり検討した結果を踏まえ修正した答申案についての説明を行った。

イ 答申の検討

(委員)「介助する者から、対象者の」というように、「対象者の」を入れたほうがよい。

(会長)事務の種類のところを確認するが、「介助する者の・・・」を「介助する者から、対象者の・・・」という修正をする。

(委員)理由のところだが、他は「本人以外からの収集が適当であると認められるとき」と、「が」になっているので統一したほうがよい。「を」を「が」に変えたほうがよい。

(事務局)2番の目的外利用・提供の理由のところ、提供の種類を加えたのは本人からの同意を得ることが難しい場合に類型を適用する必要があるためだが、理由欄が「当該事業の対象者を把握するため」だけになっている。提供については、登録台帳を避難支援実施団体に提供するときに同意が取れているかというところが問題となってくるので、理由は「当該事業の対象者を把握するため」だけでは足りないと思われる。

(委員)「目的外利用をする必要があるため」と、それしか書いていない。

(委員)提供の話が抜けている。

(委員)「目的外利用し、」からさらに何かを付け加えるか。

(事務局)少し長くなるが、さらに後ろに付ける形で、「・・・また、避難支援実施団体への提供について、本人の同意を得ることが不可能又は困難な場合に提供する必要がある。」でどうか。

(委員)「ため」が必要では。

(委員)本人の同意を得ることが不可能又は困難な場合に、避難支援実施団体に対して統一情報を提供する必要があるということを言えばいい。

(委員)すると、「・・・また、本人の同意を得ることが不可能又は困難な場合に、避難支援実施団体へ個人情報を提供する必要があるため。」となる。

ウ 結論

以下のことについて、妥当である旨の答申をすることとなった。なお、②のうち提供禁止の例外類型事項に関する記述及び③については、諮問事項には挙げられていないが、事業の実施にあたり必要であると考えられるため、あわせて追加することとなった。

- ① 下表を収集禁止の例外類型事項18として追加し、これに伴い現行整理番号18以下を1ずつ繰り下げること。

整理番号	事務の種類	収集が適当であると認められる理由
18	災害時における要援護者の避難支援事業に関する事務を行うにあたり、当該要援護者の身体的特質に関する個人情報を収集すること。	災害時において、災害時要援護者に対して迅速かつ適切な避難支援を行うためには、要援護者の要介護の区分、障害の等級及びその内容、健康状態等の情報を把握しておく必要があるため。

- ② 下表を目的外利用・提供禁止の例外類型事項14として追加すること。

整理番号	事務の種類	利用・提供が適当であると認められる理由
14	災害時における要援護者の避難支援事業を実施するにあたり、当該事業の対象者の個人情報を目的外利用又は提供すること。	災害時における要援護者の避難支援事業を実施するにあたり、当該事業の対象者を把握するためには、要介護者、障害者、一人暮らし高齢者等の情報を実施機関内で目的外利用する必要があるため。また、本人の同意を得ることが不可能又は困難な場合に避難支援実施団体へ個人情報を提供する必要があるため。

- ③ 下表を本人以外からの収集禁止の例外類型事項16として追加すること。

整理番号	事務の種類	本人以外からの収集が適当であると認められる理由
16	災害時における要援護者の避難支援事業を実施するにあたり、当該事業の対象者の家族又は対象者を介助する者から当該対象者の個人情報を収集すること。	災害時における要援護者の避難支援事業を実施するにあたり、本人の同意を得ることが不可能又は困難な場合にこれらの者から個人情報を収集する必要があるため。

平成19年度第2回宇治市個人情報保護審議会会議録

7 その他連絡事項等について

事務局より、平成19年度の審議会は今回をもって終了となること及び初宿会長、川村委員、新田委員が今年度限りで退任されることについての報告がなされた。

8 副市長挨拶（土屋副市長）

9 退任委員挨拶（初宿会長、新田委員）

10 閉会